

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年10月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 長岡寺島ショッピングセンターB街区
所在地 長岡市寺島町字新助187番1外
設置者 株式会社コメリ
- 2 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（変更前）出入口の数 4箇所
位置 届出書に添付された図面のとおり
（変更後）出入口の数 3箇所
位置 届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更を予定する年月日
平成24年9月25日
- 4 変更の理由
荷さばき車両と来客車両との交錯を避けて、来客者の安全性を高めるため。
- 5 届出年月日
平成24年9月24日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
（なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
平成24年10月5日から平成25年2月5日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp